

「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理／有効性検証に関する事例集」の概要

2026／4（再掲載）

## 1. 金融庁による「有効性検証」に関する考え方・事例の公表

2024年3月末に、金融庁の『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』（「マネロンガイドライン」）に基づく態勢整備の対応期限が到来し、金融機関等においては基礎的な態勢の整備が概ね終了したところである。

2024（令和6）年4月以降は金融機関等自らが「有効性検証」を行い、整備した基礎的な態勢を維持・高度化していくことが重要である。

FATF（マネロン等対策の政府間会合：Financial Action Task Force）も2025（令和7）年から開始する第5次相互審査ではマネロン等対策の有効性審査を重視することになり、2028（令和10）年8月に予定されている第5次対日審査のヒアリングでは、金融機関等が自らのマネロン等対策が有効である旨を説明できる必要がある。

金融機関等の対応を加速させるためには、「有効性検証」に関する考え方・事例を分かり易く示すことが重要となる。

そこで、金融庁は、2025（令和7）年3月31日、『「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」第1版』（「公表物」と『マネロン等対策の有効性検証に関する事例集』（「有効性検証事例集」）を公表した（「公表物（本冊）」と「事例集（別冊）」を併せて「有効性検証の公表物」という。）。詳細については、下記を参照のこと。

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250331-3/02.pdf>

## 2. 有効性検証の公表物の目的・役割

有効性検証の目的は、①金融機関等自らが「有効性検証」を実施し、態勢を維持・高度化すること、②当局との対話を通じて、マネロン等対策の有効性を合理的・客観的に説明できるようになること、③最終的には、2028（令和10）年に予定されている第5次対日相互審査のオンサイト審査のヒアリングにおいて金融機関等自らがFATF審査団に説明できることである。

有効性評価の公表物の役割は、金融機関等が自社の規模・特性に応じたマネロンリスクを理解し、自身の対策の有効性を説明できるよう、(a)「有効性検証」を金融機関等自らが考え、実施するための考え方を示すこと（最低の目線・水準でないことに留意）、(b)「有効性検証」の具体的な実施手法を金融機関等が検討する助けとなるよう、実際の取組事例を紹介すること、(c)「有効性検証」の結果を踏まえ、今後、当局と対話できるよう、対話

の論点・手法を予め示すこと（行政の透明性も確保）である。

なお、「公表物（本冊）」は、金融庁のガイドラインではなく、「ディスカッション・ペーパー」（個々のテーマ・分野ごとのより具体的な考え方と進め方を、議論のための材料であることを明示した文書）（公表物（本冊）脚注4）という位置づけである。